

平成30年第1回武蔵野市議会定例会提出予定議案等

1 議案

番号	件名	説明
1	武蔵野市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、市議会の同意を求める。 後藤敏夫氏 再任 （任期H30. 4. 1～H33. 3. 31）
2	武蔵野市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、市議会の同意を求める。 堀田正氏 再任 （任期H30. 4. 1～H33. 3. 31）
3	武蔵野市組織条例の一部を改正する条例（例規P. 113）	市長の内部組織の分掌事務を変更するため、所要の改正をするものである。 総合政策部の分掌事務に、資産活用に関することを加える。
4	武蔵野市一時保育事業の実施に関する条例	武蔵野市一時保育事業の利用登録料等について定めるため、制定するものである。 一時保育事業について、次の事項を定める。 ①対象者 ②実施園 ③定員 ④実施日 ⑤保育時間及び利用回数 ⑦利用手続（登録、申込み、決定等） ⑧利用料等 ⑨利用の取消し等 ⑩その他
5	武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（例規P. 1543）	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）の施行による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正に伴う項ずれ対応
6	武蔵野市児童育成手当条例の一部を改正する条例（例規P. 1582）	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）の施行による所得税法（昭和40年法律第33号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。 「所得税法」の改正に伴う字句の改正（控除対象配偶者 → 同一生計配偶者）
7	武蔵野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（例規P. 1627）	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）の施行による所得税法（昭和40年法律第33号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。 「所得税法」の改正に伴う字句の改正（控除対象配偶者 → 同一生計配偶者）
8	武蔵野市ひとり親家庭の住宅費の助成に関する条例の一部を改正する条例（例規P. 1641）	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）の施行による所得税法（昭和40年法律第33号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。 ①「所得税法」の改正に伴う字句の改正（控除対象配偶者 → 同一生計配偶者） ②規定整備（「ひとり親家庭」→「ひとり親家庭等」） ③条例名等の改正に伴う「武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例」の改正
9	武蔵野市中心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例（例規P. 1695）	受給資格者の見直しに伴うほか、所要の改正をするものである。 ①受給資格者の見直し ・所得制限超過者に対する手当の支給の廃止 ・障害者支援施設入所に対する手当の支給の廃止 ②その他規定整備
10	武蔵野市難病者福祉手当条例の一部を改正する条例（例規P. 1711）	受給資格者の見直しに伴うほか、所要の改正をするものである。 ①受給資格者の見直し ・所得制限の導入 ・難病医療費助成の対象であることを支給要件とする。 ②所得制限等の導入に伴い、毎年現況届による支給要件の確認を行う。 ③その他規定整備

番号	件名	説明
11	武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (例規P. 1773)	<p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正する法律（平成27年法律第31号）の施行による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正等に伴い、都道府県が国民健康保険の財政運営主体になることへの対応及び財政の健全化を図るため、国民健康保険税の税額の改正をするほか、所要の改正をするものである。</p> <p>①保険税率等の改正 ②東京都が市とともに国民健康保険の保険者となることに伴う規定整備 ③個人番号制度の本格運用に伴い、特例対象被保険者等の申告に係る書類の提示が情報連携により提示不要となることに伴う規定整備 ④株式会社三菱東京UFJ銀行の社名変更に伴う改正</p>
12	武蔵野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 1811)	<p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行になる高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。</p> <p>①法改正による住所地特例制度の見直し(国保加入中に住所地特例の対象施設に入所した者が75歳に到達した場合は、前住所の広域連合が保険者となる)に伴い、保険料を徴収すべき被保険者に新たな項目を追加 ②「平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例」を廃止</p>
13	武蔵野市介護保険条例の一部を改正する条例 (例規P. 1821)	<p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い所要の改正をするとともに、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の保険料率を定め、普通徴収の賦課方式を変更するほか、所要の改正をするものである。</p> <p>①保険料率の改定 ②普通徴収の賦課方式の変更(納期の変更及び仮算定の廃止) ③介護保険法の改正に伴い、居宅介護サービス費等及び介護予防サービス費等の額の特例の割合に、新たに3割負担の基準を追加する。</p>
14	武蔵野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める必要があるため、制定するものである。</p> <p>介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等の権限が都道府県から市町村に移譲され、市町村の条例で定めることとされた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める。</p>
15	武蔵野市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (例規P. 1839)	<p>介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。</p> <p>条例を定めるにあたって「従うべき基準」とされている厚生労働省令の改正を踏まえた改正(主任介護支援専門員の定義について、更新研修修了日から5年を経過することに、その期間内に更新研修を修了したものとする。)</p>
16	武蔵野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (例規P. 1840)	<p>指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。</p> <p>①条例を定めるにあたって「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」とされている厚生労働省令の改正に伴う改正 ②指定介護予防支援事業者が整備する記録の保存期間の延長(2年→5年)(市独自基準)</p>

番号	件名	説明
17	武蔵野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (例規P. 1848)	指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。 ①条例を定めるにあたって「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」とされている厚生労働省令の改正に伴う改正 ・「介護医療院」の創設に伴う改正 ・共生型地域密着型サービスの創設に伴う「共生型地域密着型通所介護」の基準の追加 ・指定認知症対応型共同生活介護事業者等に対し、身体的拘束等の適正化のための指針の整備、委員会の定期的な開催等の義務付け ・その他の改正 ②指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等が整備する記録の保存期間の延長（2年→5年）（市独自基準） ③その他規定整備
18	武蔵野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (例規P. 1910)	指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。 ①条例を定めるにあたって「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」とされている厚生労働省令の改正に伴う改正 ・「介護医療院」の創設に伴う改正 ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に対し、身体的拘束等の適正化のための指針の整備、委員会の定期的な開催等の義務付け ・その他の改正 ②指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等が整備する記録の保存期間の延長（2年→5年）（市独自基準） ③その他規定整備
19	武蔵野市市民農園条例の一部を改正する条例 (例規P. 1961)	関前第3市民農園の廃止に伴い、所要の改正をするものである。 平成30年4月1日から関前第3市民農園を廃止する。
20	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、所要の改正をするものである。 2年度ごとの定期的な所要の改正を行う。 例)「平成28年度分及び平成29年度分」→「平成30年度分及び平成31年度分」
21	平成29年度武蔵野市一般会計補正予算（第7回）	◎13億9703万円補正増 (補正後の予算額656億8368万円) (主な内容) 歳入：市税=1億2350万円減、地方譲与税=200万円増、利子割交付金=400万円増、配当割交付金=1200万円増、株式等譲渡所得割交付金=5000万円増、地方消費税交付金=1億1500万円増、自動車取得税交付金=200万円増、地方特例交付金=1148万3千円、地方交付税=1269万9千円、分担金及び負担金=786万8千円、使用料及び手数料5879万6千円減、国庫支出金=1億9117万8千円減、都支出金=1億7701万6千円増、財産収入=1億5025万4千円増、寄附金=126万6千円増、繰入金=1億1381万2千円減、繰越金=11億9257万円増、諸収入=1億8916万円増、市債=4300万円減 ◎繰越明許費 ・校舎等施設維持管理：1451万4千円 ◎地方債補正 ・公園建設事業：限度額2億円→1億8千万円 ・陸上競技場改修事業：限度額2億円→1億7700万円

番号	件名	説明
22	平成29年度武蔵野市下水道事業会計補正予算（第2回）	◎1億3380万6千円補正減(補正後26億8290万4千円) ・下水道建設費などの減によるため ◎地方債補正 ・変更：下水道事業：限度額2億4810万円→1億8500万円
23	平成29年度武蔵野市国民健康保険事業会計補正予算（第1回）	◎6億9202万9千円補正減(補正後146億474万7千円) ・保険給付費及び共同事業拠出金が当初の見込みを下回ったため
24	平成29年度武蔵野市後期高齢者医療会計補正予算（第1回）	◎6059万6千円補正増(補正後35億6109万2千円) ・保険料収入が当初の見込みを上回ったため
25	平成29年度武蔵野市介護保険事業会計補正予算（第2回）	◎1億2387万9千円補正減(補正後109億9685万円) ・保険給付費が当初の見込みを下回ったため
26	平成30年度武蔵野市一般会計予算	◎635億5800万円
27	平成30年度武蔵野市下水道事業会計予算	◎27億7993万9千円
28	平成30年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算	◎130億3175万1千円
29	平成30年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算	◎36億9950万5千円
30	平成30年度武蔵野市介護保険事業会計予算	◎113億7663万5千円
31	平成30年度武蔵野市水道事業会計予算	◎収益的収入 37億3895万1千円 収益的支出 36億9553万4千円 ◎資本的収入 4832万5千円 資本的支出 8億5599万9千円

（追加提案予定）

- 武蔵野市教育委員会教育長の任命の同意について
- 武蔵野市教育委員会委員の任命の同意について
- 武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〔例規P. 566〕
- 武蔵野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例〔例規P. 902〕